



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 6 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 1
 7 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 1
 8 〃 (〃) 1
 9 保安林の指定施業要件の変更 (〃) 2

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 2

○ 監査公表

- 監査公表第1号 2
 監査公表第2号 4

告 示

和歌山県告示第6号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050101009	いこいの森	和歌山市平井82番地31	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	株式会社わかまち	和歌山市吉礼300番地21	平成31.1.1

和歌山県告示第7号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 岩出市今畑字横谷598の22
- 保安林として指定された目的 干害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第8号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩出市今畑字横谷598の22
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成31年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成31年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画公園（4・3・1号楚都浜公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年11月8日及び同月19日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。
平成31年1月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日

和歌山県東京事務所	平成30年11月8日
有田振興局	平成30年11月19日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

有田振興局建設部

県工事に於いて、定められた工期内に工事が完了していないにもかかわらず、工事関係図書及び完成写真等の検査受検用書類を偽造及び改ざんすることにより、あたかも工事が完了したかのように装い、完了検査を受検し、本来支出することができない工事代金を支出するという事例があった。

この主な原因は、工程管理や支出に必要な書類の決裁や管理の不徹底、組織的な現場確認を含む進捗管理の懈怠、また県規定に基づかない完成検査の受検等によるものである。

今後は、工事に係る各種法令及び規程を遵守の上、契約から施工管理、検査及び支払に至る各段階での書類や、請負事業者から提出される書類の決裁等を怠ることなく、また確実に管理し、保存するとともに、各工事の工程管理や現場の進捗確認を組織として責任を持って行うような仕組みを確立し、このような事態が二度と生じることのないよう、厳正に対応されたい。

(2) 注意事項

ア 和歌山県東京事務所

(ア) 消防設備保守管理業務委託に係る随意契約について、根拠なく2者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) タクシーチケットの管理において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

- a タクシーチケット交付簿に記載せずに職員に交付しているタクシーチケットが3枚あった。
- b 乗車券交付簿（管理簿）による所属長の承認を受けずに管理しているタクシーチケットが4枚あった。
- c 外出承認を受けていない日に使用したタクシーチケットが2枚あった。

イ 有田振興局地域振興部

(ア) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 意思疎通支援体制整備委託事業の履行確認について、検査年月日、職名及び氏名の記載及び押印をいずれも行っていないため、適正に処理されたい。

(ウ) 浄化槽法定検査手数料について、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

- a 単年度契約とすべきところ年度を超えた契約期間としていた。
- b 支出負担行為の整理時期を誤り、出納機関に合議していなかった。
- c 前金払すべきところ資金前渡していた。

ウ 有田振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約1,121万円となっており、前年度末に比し約357万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約99万円となってお

り、前年度末に比し約12万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成29年度末で約76万円となっており、前年度末に比し1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 意思疎通支援体制整備委託事業の履行確認について、検査年月日、職名及び氏名の記載及び押印をいずれも行っていないので、適正に処理されたい。

エ 有田振興局建設部

(ア) 河川巡視員の報酬において、翌月中に支払われていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用の未収金については、平成29年度末で約51万円であり、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 道路改良工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 工事完成検査の結果の通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 紀中県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は98.3%と前年度末に比し0.2ポイント増加し、平成29年度末の収入未済額も約9,539万円と、約733万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約95%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 滞納処分の執行停止が3年間継続し、納税義務が消滅した滞納者の未収金において、当該停止から納税義務が消滅するまでの間、その停止に係る事実が継続しているか否か確認していない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県有田警察署

旅費計算書において、計算誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県湯浅警察署

旅費計算書において、計算誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年11月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
日高振興局	平成30年11月22日
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 前渡資金受払計算書において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約842万円となっており、前年度末に比し約32万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約189万円となっており、前年度末に比し約16万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

ウ 日高振興局農林水産振興部

(ア) ナラ枯れ被害対策（誘引捕殺）事業について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されたまま事務処理を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していたので、適正に処理されたい。

エ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約237万円となっており、前年度末に比し約101万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾・海岸占用料の未収金については、平成29年度末で約32万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 港湾・海岸占用料の収入調定について、減額した収入調定票を保存していなかったため、適正に処理されたい。
- (エ) 県営住宅の家賃の収納において、債務者名を誤った納付書を交付したまま、正しい納入者に収入金を充当している事例があったため、適正に処理されたい。
- (オ) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。
- (カ) 漁港整備工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったため、適正に処理されたい。
- (キ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていないにもかかわらず、変更契約書に変更する条項として記載している事例があったため、適正に処理されたい。
- (ク) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立南部高等学校

- (ア) 浄化槽保守点検等業務委託について、休止している浄化槽を対象に含めていたため、適正に処理されたい。
- (イ) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成29年度末現在で未処理となっているものが29箇所(筆)あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。